

## 東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内の小規模事業者の設備投資等の促進を図り、経営基盤の強化及び事業の持続を支援し、もって町の商工業の発展に寄与することを目的とする東浦町小規模事業者設備投資等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 事業所 小規模事業者が自ら事業活動の用に供する施設（事務所、工場、研究所、店舗等）をいう。
- (3) 設備等 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産のうち、次の各号に掲げるものをいう。
  - ア 構築物
  - イ 機械及び装置
  - ウ 工具、器具及び備品

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、小規模事業者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内の事業所で使用するために新たに設備等（中古の設備等又は取得金額が10万円に満たないものを除く。）を設置し、及び取得したもの
- (2) 町内に事業所（無人の営業所又は事務所を除く。）を有するもの
- (3) 補助金の申請日の前1年以上町内で事業を営んでいるもの
- (4) 町税の滞納がないもの
- (5) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有していないもの

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、東浦町に償却資産申告し、及び申請日の属する年度に新たに課税された設備等の取得費用とする。ただし、消費税額及び地方消費税相当額（以下「消費税額」という。）を含めた額を取得価格として登録している場合は、消費税額を除いた額とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）以内において、予算の範囲内で町長が定める額（当該額が50万円を超える場合には、50万円）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 町税納付状況確認同意書（様式第2）
- (2) 事業計画書（様式第3）
- (3) 法人にあつては、直近の決算書及び法人登記事項証明書の写し
- (4) 個人にあつては、直近の確定申告書及び本人確認ができる書類の写し
- (5) 申請日の属する年度分の償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の控えの写し
- (6) 補助対象経費に係る支払を確認できる書類
- (7) 振込先の口座番号が確認できる書類の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、年度内1回限りとする。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の申請があつた場合は、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第4）を、適正でないときとは東浦町小規模事業者設備投資等補助金不交付決定通知書（様式第5）を申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき
  - (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないとき
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行する。

様式第1（第6条関係）

東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は代表者氏名)  
連絡先

東浦町小規模事業者設備投資等補助金の交付を受けたいので、東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円 (千円未満切捨て)  
2 補助対象経費 金 \_\_\_\_\_ 円  
3 事業所概要

名称			
所在地			
事業内容		<input type="checkbox"/> 製造業その他	
		<input type="checkbox"/> 卸売業	
		<input type="checkbox"/> 小売業	
		<input type="checkbox"/> サービス業	
開業した日	年 月 日		
常用雇用者数			人

4 振込先口座情報

金融機関名	支店名	種別	普通・当座
銀行 信用金庫 農協	本店	口座番号	
		フリガナ	
	支店	口座名義人	

【添付書類】

- 町税納付状況確認同意書（様式第2）
- 事業計画書（様式第3）
- 常用雇用者一覧表（様式第4）
- 法人にあっては、直近の決算書及び法人登記事項証明書の写し
- 個人にあっては、直近の確定申告書及び本人確認ができる書類の写し
- 申請年度における償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び種類別明細書（増加資産・全資産用）の控への写し
- 補助対象経費に係る支払を確認できる書類

別紙

補助対象経費内訳

項番	償却資産名称	数量	取得価額(円)(税抜き)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合 計			

様式第2（第6条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

住所  
法人名及び代表者氏名  
(個人の場合は代表者氏名)  
連絡先

東浦町小規模事業者設備投資等補助金の交付申請に当たり、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります（手数料 円）。

<u>処理欄（申請者は記入不要）</u>	
	年 月 日
課長 様	課長
上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。	
-----	
【 課職員確認欄】	
上記申請者について、町税の未納が	ない ことを確認した。
	ある
年 月 日	確認者 _____

注) 記入に当たっては、滞納がある者のみ「ある」に○を記入し、それ以外の者（転入者、未申告者等の課税がない者を含む。）は、「ない」に○を記入してください。

様式第3（第6条関係）

事業計画書

導入する設備等内容	
設備投資等により得られる事業効果	

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町小規模事業者設備投資等補助金交付決定通知書兼額の確定通知書  
年 月 日付けで申請のあった東浦町小規模事業者設備投資等補助金に  
ついて、下記のとおり交付することを決定しました。

記

東浦町小規模事業者設備投資等補助金

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第5（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

東浦町小規模事業者設備投資等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった東浦町小規模事業者設備投資等補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しました。

記

不交付の理由